

病床整備に関する考え方について

1 経緯

- 本県の病床整備は、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」（平成 11 年 4 月 1 日施行）に基づき、本部会及び各構想区域地域医療構想推進委員会の意見を聴いた上で病床整備が行われている。
- これまで、一般病床及び療養病床については、全ての 2 次医療圏が病床過剰地域であり、原則、増床を伴う病床整備は認められなかったが、令和 6 年 3 月に策定した「愛知県地域保健医療計画」に定めた新たな基準病床数により、多くの構想区域が非病床過剰地域となった。
- 本県の「地域医療構想における必要病床数」は、地域医療構想達成に向け不足する医療機能があることから、今後の病床整備については、「基準病床数」と「地域医療構想における必要病床数」との整合性を図りながら進めて行くことが重要である。
- ついては、地域で医療連携体制の充実が図られるよう、一般病床及び療養病床における「病床整備に関する考え方」を示し、2 次医療圏において真に必要とする病床整備を進めていくこととしたい。
- なお、令和 7 年度中に国から示される予定である次期地域医療構想の内容によっては、必要に応じて「病床整備に関する考え方」を見直すなど、柔軟な対応に努めることとする。

2 病床整備スケジュール（予定）

年 月	県全体	2 次医療圏
令和 6 (2024) 年 8 月	「病床整備に関する考え方」 の決定（医療体制部会）	
9 月		病床整備計画の事前協議 （医師会・病院団体協議会）
10 月	既存病床数調査結果公表 （医療計画課）	
11 月		病床整備計画受付 （保健所）
12 月		病床整備計画の協議 （地域医療構想推進委員会）
令和 7 (2025) 年 1 月		
2 月		
3 月	病床整備計画の審議 （医療体制部会）	